

2015 年度活動報告

(2015 年 1 月～2016 年 3 月)

はじめに

2015 年度、移住連は、これまでの 18 年間のネットワーク活動の継続とそのさらなる飛躍をめざし、任意団体を解散し、NPO 法人移住者と連帯する全国ネットワークとして再出発した。

2015 年度、安倍政権の成長戦略のもとでの新たな外国人受け入れ制度はさらに拡大、多様化した。2015 年 4 月より建設・造船分野における外国人就労者受入事業が開始し、また 2015 年 9 月の改定国家戦略特区法の成立により、2016 年度からは特区における「外国人家事人材」の受入事業も開始予定である。他方で、人身取引や奴隷労働の温床として国内外から批判をあびる技能実習制度については、制度の「適正化」と拡大方針のもと、2015 年通常国会に、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」が提出され、2016 年も継続審議中である。また、在留資格取り消し制度のさらなる拡充などを含む入管法改定案も、2015 年国会に提出され、2016 年も継続審議となっている。2020 年のオリンピック・パラリンピックや少子高齢化社会にともなう労働力不足に対し、移民政策を否定し、使い捨て労働力（「外国人材」）としての外国人受け入れを推し進める日本政府に対抗し、移住連は、移住者の「労働者」としての正面からの受け入れと「まっとうな移民政策」を求める政策提言活動を展開した。

また、ヘイトスピーチデモに代表される排外主義が日本社会に蔓延するなかで、私たちが求めてきた人種差別撤廃基本法は、2015 年 5 月に野党から「人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案」としてはじめて国会に提出された。法案が 2016 年度も継続審議となる中、与党におけるヘイトスピーチ対策法の国会提出が予定されるなど、法制度制定への気運が高まった。移住連は、人種差別撤廃を求める法制度整備の実現に向けた活動に積極的に参加した。

I アドボカシー活動

1. 外国人移住者をめぐる総合的政策提言とその実現を求める活動

2015 年 3 月・11 月・2016 年 3 月の 3 回にわたり、省庁交渉を行い、各分野における現状の問題を指摘し、法制度の改善提案を行った。（3 月は 3 分野、11 月は 8 分野）。

また、新たな外国人労働者受入れに関する議論が活発化するなか、与野党との意見交換や政策提言を行った。2015 年通常国会に、技能実習法案および改定入管法案、国家戦略特区法改定案が提出されたことを受けて、国会議員へのロビイング活動、まっとうな移民政策を求める院内集会（6 月）、新たな家事労働受入に関する院内集会（9 月）の開催などによる啓発や問題提起を行った。

2016年に継続審議となった技能実習法案や改定入管法案に関しては、各法案の廃案や修正を求めるロビー活動を継続している。また旧民主党（現在、民進党）の「多文化共生と外国人の受け入れのあり方を考える議員連盟」への働きかけも継続し、外国人労働者受入れ法案や、技能実習法案への対案などについて意見交換を行った。

外国人管理や新たな受入れ制度等に関して「第5次出入国管理基本計画（案）」に関する意見提出、「国家戦略特区における家事支援外国人受入事業に関する政令、指針案」への意見提出、「製造業外国従業員受入事業に関する告示案及びガイドライン案」に関する意見提出を行った。

2015年4月より開始した建設就労者受入事業について、国土交通省との意見交換を重ね、2015年12月から開始した「外国人建設就労者受入状況実態把握調査」のアドバイザー委嘱を受け、特定管理組合や受入企業、就労者へのヒアリング調査に協力した。

その他、「安全保障関連法に対する抗議声明」を出した。また、シリア難民の急増問題の対応として、「シリア難民問題への内閣官房への申し入れ」を他団体と連携して行った。

2. 外国人の人権を保障する法制度づくり

人種差別撤廃基本法の制定について、2015年5月に超党派の野党議員の議員立法が国会提出され、2016年国会でも継続審議中である。移住連でも、人種差別撤廃基本法の成立をめざし、他団体・ネットワークとも連携し、国会ロビイング、地方議会への働きかけ、集会での啓発を行った。（「外国人人権法連絡会」参照）

3. 入管法・入管特例法・住基法改定に対する取り組み

2015年通常国会に改定入管法が提出され、2016年も継続審議中である。移住連では入管法対策会議を中心に、廃案を求めるネット署名活動や国会ロビイングを行った。法案は、2016年の通常国会でも継続審議中である。

4. 収容・退去強制問題への取り組み

2015年11月に実施されたチャーター機による4回目の強制送還に抗議し、「チャーター機によるバングラディシュへの強制送還に対する抗議声明」を出した。

Ⅱ ネットワーキング

1. 全国フォーラム

2015年6月13日（土）～14日（日）、福岡県北九州市の九州朝鮮中高級学校にて「第10回移住者と連帯する全国フォーラム・関門2015」を開催した。現地実行委員の呼びかけにより、現地北九州での新たな層の人びとと全国の移住者支援関係者が参集した。

2. プロジェクトとネットワークづくり

(1) 女性プロジェクト

2014年10月に連合愛のカンパの助成を受け開始した「日本版多文化家族支援法制定に向けた調査と政策提言」プログラムを継続し、女性プロジェクトに参加する10団体の協力による移住女性の生活実態と支援に関する調査を実施し、報告をまとめた。また2015年通常国会で成立した改定国家戦略特区法の家事労働者受入事業に関して、女性団体や労働団体と連携し、積極的なロビイングや啓発活動を行った。2015年11月より女性プロジェクトの参加団体の協力により、トヨタ財団国際助成プログラム「安全な移動と定住に関するコミュニティの役割についての政策提言：日本とフィリピンの経験の学び合いを通じて」がスタートし、フィリピンでの相互交流と啓発ワークショップ（11月、マニラ・ダバオ）、日本での相互交流と啓発ワークショップ（2016年1月、神奈川・大阪）などを行った。

(2) 外国人技能実習生権利ネットワーク

月1回の定例会で、全国各地のケースについて情報共有し、ケースの解決に取り組んだ。また、『実習生ネット通信』を定期的に発行した。

2015年通常国会に提出された「技能実習法案」に対するロビイング活動を継続中である。2015年末から開始した国交省の外国人建設就労者受入状況実態把握調査について、移住連としてアドバイザー委嘱を受け協力し、主に技能実習生ネットワークのメンバーがアドバイザーや通訳として同行した。外国政府やマスコミからのヒアリングや取材の依頼に対応した。

(3) 外国人医療・生活ネットワーク

月1回の定例会でケースをメンバー間で共有した。また、11月の省庁交渉で取り上げられた自立支援医療や予防接種について、回答内容の検証、NGOへの情報提供を行った。メーリングリストについては、関東と関西での情報共有が出来るような仕組みを導入した。

医療通訳制度については、2015年6月の全国フォーラム分科会において、生活者レベルでの通訳派遣制度の拡充を目指し、国際交流協会等公的機関も含めた全国の関係機関との情報交換を行った。

(4) 入管法対策会議

月1回の定例会で、政府・自治体の動向と各地の取組みを共有し、新しい在留管理制度施行後の状況分析・対応策を検討した。加えて、今年度はマイナンバー制度に関する周知を図るため、外国人住民向けの解説パンフレットを多言語で作成した。

2014年10月より開始した連続セミナー・つながるトーク「移民を知ろう、移民を語ろう」を継続して実施した（第3回：難民、第4回：被災地の移住女性、第5回：移住女性、第6回：在日コリアン、第7回：留学生、第8回：外国人労働者）。さらに、6月には、公開研究セミナー「在留管理と共生——“偽装”移民政策を問う」を開催した。

(5) 生活と権利のための外国人労働者総行動

月 1 回の定例会で、情報共有を行った。また、3 月に恒例の省庁交渉と「マーチ・イン・マーチ」を開催した。

(6) 人身売買禁止ネットワーク

「人身取引対策行動計画 2014」(2014 年 12 月策定) 後、ネットワークと関係省庁との間で人身取引行動計画 2014 の各項目に関する意見交換を行った。

また、省庁との連携のためネットワーク内の団体とともに「性的搾取」の事例検討会に参加し、JFC の事例提供を行った。今後、労働搾取にかかわる事例検討で、技能実習制度における人身取引事例の検討を予定している。

(7) 外国人 인권法連絡会

月 1 回程度の運営委員会に参加し、継続して人種差別撤廃基本法の制定に向けた取り組みを行った。シンポジウム「今こそ人種差別撤廃法の実現を！」(2015 年 4 月) を開催、『日本における外国人・民族的マイノリティ人権白書 2015』を発行した。

2015 年 5 月に超党派の野党議員から参議院に提出された「人種差別撤廃施策推進法」の成立に向けた議員ロビイングに取り組み、法制定に向けた世論喚起のため、広く賛同団体・個人をつのり 2015 年 6 月から院内集会「STOP HATE SPEECH!今こそ人種差別撤廃法の実現を！」を数回にわたり開催した。

(8) 人種差別撤廃 NGO ネットワーク (ERD ネット)

ネットワークメンバーの一員として定例会に参加した。人種差別撤廃委員会へのフォローアップ審査に対し、NGO としての追加情報提供の一部(技能実習制度に関する部分)を担当した。人種差別撤廃条約発効 20 周年を記念し、記念集会「STOP レイズム、STOP ヘイトスピーチ」(3 月 17 日)を開催した。

(9) 貧困対策プロジェクト

「ソーシャル・ジャスティス」基金から得た助成金を活用して、進学格差の現状とそれを解決するための外国人入学枠の設置に向けた活動を継続した。各地の大学などに働きかけ、シンポジウム「ニューカマーの大学進学ー進学格差の是正にむけて」(1 月 31 日、愛知県立大学)、「大学の多様性をグローバルにローカルに考える」(2 月 20 日、茨城大学)、「ニューカマーの大学進学を考える」(11 月 21 日、上智大学)を開催した。また、ソーシャル・ジャスティス基金アドボカシーカフェ「教育の機会保障と多文化共生社会」など、各種勉強会で講師をつとめた。国勢調査の統計を使った貧困の実態を解明すべく、論文の発表等を行った。

Ⅲ 国際人権部

1. 国際会議への参加

2015年7月に開催された、移住と開発に関する世界フォーラムによる「ポスト2015開発目標東アジア地域会合」に参加した（ソウル）。

2. 国際人権条約・機関に関する活動

自由権規約委員会の1年後のフォローアップ審査に向けたNGO報告書の作成と提出に参加し、技能実習制度についての情報提供を行った。また、人種差別撤廃条約委員会の1年後のフォローアップ審査に向けたNGO報告書の作成と提出に、人種差別撤廃NGOネットワークの一員として参加し、移住女性のDVと在留資格制度についての情報提供を行った。

2016年2月の女性差別撤廃委員会の日本審査に向け、女性差別撤廃条約NGOネットワーク(JNNC)の一員としてNGOレポートの一部を担当、さらに移住連独自レポートを作成し、委員会に提出した。また2名をジュネーブに派遣し、委員へのロビイングを行った。JNNCと連携し、審査後の集会に参加・報告を行った。

Ⅳ 広報・情報発信

1. Mネットの発行

Mネットの発行回数を年10回から年6回の隔月発行とし、ページ数を40頁に増やし、全面カラー刷りに変更した。

2. メーリングリスト「Migrant-j」の運営

NPO法人化にともない、Migrant-jの登録状況を確認・整理し、正会員を対象としたMLの徹底をはかった。活発な情報共有、議論が各地のメンバー間でなされた。

3. 書籍編集と発行

『生活マニュアル』の電子版配信に向け編集作業、出版社と協議を進めた。

4. HPの充実

全面的なリニューアル・内容の充実を行い、ホームページやフェイスブックによる情報提供を強化した。会費や寄付金のオンライン決済を開始した。

V 行事

1. NPO 法人設立パーティ

NPO 法人の設立を記念するパーティを開催した（10月30日、ホテルラングウッド）。200名余りが集い、移住連の新たなスタートに向けた決意を確認した。多民族多文化の出し物やアピールも披露された。

2. 国際移住者デー2015

移住連主催による国際移住者デー2015『『バベルの学校』からみる多様性のある未来』を開催した（12月5日、韓国YMCA）。学生などの若い層の参加が特徴的であった。

VI 組織・運営・財政

1. 組織・運営

(1) 設立準備

NPO 法人化推進委員会において法人化の準備を進めた。

2015年6月14日、九州朝鮮中高級学校（北九州市）にて、任意団体移住連解散総会、およびNPO 法人移住連設立総会を開催した。

(2) 理事会・理事懇談会の開催

NPO 法人設立後、6月14日（北九州）、6月24日（東京）、10月31日（東京）、2016年2月13日（神戸）の4回開催した。その他、月1回程度の理事懇談会を開催した。

(3) 運営会議（旧移住連）、運営委員会（NPO 法人移住連）の開催

運営会議を2015年1月17日（東京）、4月11日（名古屋）2回開催した。運営委員会を、6月14日（北九州）、10月31日（東京）、2月13日（神戸）の3回開催した。

(4) 事務局会議の開催

毎月1回、事務局会議を開催した。

(5) 事務局体制

専従職員の産休にともなう体制の補完を行うとともに、NPO 法人化にともなう体制整備を進めた。

2. 財政

NPO 法人化後も、中長期的な財政基盤の確立が引き続き課題である。

(1) 会員・購読（個人／団体）の拡大

NPO 法人化にともなう会員拡大キャンペーンを実施した。

新規入会者がいる一方で、退会者がいるため、昨年末と比較し、会員数は増加していない。

2014 年末現在	個人会員	327 人	個人購読	73 人
	団体会員	81 団体	団体購読	19 団体
2015 年末現在	個人正会員	307 人	団体正会員	85 団体
	個人賛助会員	13 人	団体賛助会員	0
	購読（個人／団体）	89	図書館購読	13

(2) 事業収入の開発

個別の講師謝礼、原稿料等の収入があった。また、M ネットや書籍の集会等での販売数は増加している。

行事や講座等の開催による収益はほとんどない。事業収入の開拓が今後の課題である。

(3) 助成金等

ソーシャル・ジャスティス基金による「高校大学進学における外国人特別枠の設置・拡充に向けたアドボカシー」事業が昨年より継続。また、2015 年 11 月よりトヨタ財団国際助成「安全な移動と定住に関するコミュニティの役割についての政策提言：日本とフィリピンの経験の学び合いを通じて」事業開始にともない、移住連にコーディネートおよび会計業務委託費が入っている。

毎年の事業にあわせた助成金の申請が必要である。

(4) 財政状況と活動内容に応じたカンパの依頼

夏期カンパ、冬期カンパ、CEDAW ロビイング派遣カンパを実施した。

今後も、国内外を問わず、ロビイング活動などへのカンパの呼びかけが必要である。